

女老人從江戸下総国小金領若白毛（わかしらが）村迄

差遣申候金町松戸御 関所無相違罷通候様

御手判可被下置候右者攝州西之宮神職江戸

觸頭¹日本橋南三丁目樽枳（くれまさ）町武右衛門店ニ罷有候

永井外記觸下²下総国小金領若白毛村ニ罷有候

神職小林左近娘ニ而御座候唯今迄御当地ニ差置候

處ニ此度在所右若白毛村江差戻申候若此女

之儀ニ付以来六ヶ敷出入出来仕候ハ、私共罷出申披

可仕候為後日証文仍如件

下総国若白毛村ニ罷有候

攝州西之宮神職

小林左近 花押

¹ 江戸時代、幕府の寺社奉行から出された命令を配下の寺院へ伝達し、配下寺院からの願書その他を上申する機関。録所、僧録ともいう。諸宗派の江戸に所在する有力寺院がその任に当たった（浄土宗大辞典、

<http://jodoshuzensho.jp/daijiten/index.php/%E8%A7%A6%E9%A0%A>D)。

² 觸頭（ふれがしら）または触元から、上の法規・命令などを下達される管下の村や寺。（コトバンク）

享保十一丙午年八月

日本橋南三丁目大家武右衛門店

同江戸觸頭

永井外記

仙石丹波守殿

松前伊豆守殿

酒井隱岐守殿

大久保下野守殿